■「神奈川県ギャンブル等依存症対策推進計画」改定素案のパブリックコメントに係る県の考え方

■期間:令和5年12月14日(木)~令和6年1月13日(土)

<内容区分>

- ア 計画改定の趣旨、取組みの方向性等
- イ 発症の防止 ウ 進行の防止
- エ 回復及び再発防止に向けた支援
- オ 基盤整備 カ 推進体制及び進行管理
- キ その他

<反映区分>

- A 新たな計画案に反映しました。
- B 新たな計画案には反映していませんが、ご意見の趣旨は既に計画案に盛り込んでいます。
- C 今後の政策運営の参考にします。
- D 反映できません。
- E その他(感想や質問等、A~Dに該当しないもの)

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
1	ウ	「家族支援」の項目に、県の精神保健福祉センターで作成している「家族のためのワークブック」を施策として追加してもいいのでは。	A	ご意見を踏まえ、第4章大柱2(1)「エ 家族等に対する 支援の充実」に追加しました。
2	イ	オンラインギャンブル・インターネット投票などに対しての 注意喚起をしっかりとしていただきたい。	В	第4章1(1)アに記載のとおり、インターネットを利用したギャンブル等について、危険性の啓発に取り組んでまいります。
3	ア	P3 第1章5 「ギャンブル等」について、同法を所管する内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局によると同法第2条(定義)における「その他射幸行為」について「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」については、含まないと整理しているとの回答があり、誤りであるため、該当部分を削除するべき。	A	ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
4	イ	P45 第4章1 (1) ア【施策】 ギャンブル等依存症をめぐる新たな課題に関する啓発について、ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等の て、乾において、ゲームは含まれないことが国会答弁で明らか になっていることから、本文章は誤っているため修正するべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
5		P47.49.50 第4章1 (1) イオンラインゲームの課金はゲーム依存症の要件ともされていないため、記述を修正するべき。オンラインゲームの課金によるギャンブル等依存への因果を主張するのであれば、その根拠を示すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
6	イ	P47 第4章1 (1) イ 「子どもは脳の発達が未成熟なため依存になりやすい」との 記載について、その科学的根拠を明示するべきであり、根拠 が無い場合には削除するべき。	D	厚生労働省e-ヘルスネット「未成年飲酒」(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-028.html)、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンブル依存」(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html)などで、依存対象に触れるのが早いほど依存症のリスクが高まることが指摘されています。
7	ア	P15 第2章1(4) 「国の全国調査」について、当該調査の調査名や調査を指示 した研究プロジェクトは何か。	A	ご意見を踏まえ、第2章1(4)に調査名を記載しました。
8	イ	P47 第4章1 (1) イ【現状】 「幼少期や青年期のギャンブル体験は、ギャンブル依存のリスクを高めることが懸念されています。」とあるが、この「懸念」を示す根拠はなにか。	D	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンプル依存」 (https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html) などを参考にしております。
9	イ	P47 第4章1 (1) イ【施策】 「スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用」とあるが、 「適正利用」の具体的な内容と、その根拠となる論文などに ついて示してほしい。	D	家庭内での使用については、それぞれの家庭や子どもの事情などに応じて決めるものであると考えています。
10	+	素案全般について、医学的根拠に基づいて作成されるべきで ある。また、素案内容に対して根拠となる論文や文献はすべ て正しく引用されるべき。	Е	素案の作成にあたっては、依存症治療に関する複数の専門家 にご意見をうかがっています。
11	イ	P3 第1章5 (1) 「ゲーム、インターネット等」を対象とする依存症は国際的および国内的にみても医学的には定義されていないため、削除すべき。	A	国際疾病分類第11版 (ICD-11) において、「ゲーム障害」が「その他の嗜癖行動による障害」に分類されています。「インターネット」については現在定義がないため、記載を修正します。

受付 番号	内容区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
12	ア	P3 第1章5 (1) 「ギャンブル等」の定義について、「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」については、ギャンブル等依存症対策基本法において定義されていないため、削除すべき。	A	ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
13	ア	P6 第1章5 (1) コラム 「「オンラインカジノ」を利用し、多額の借金を抱えたり、 ギャンブル等依存症になってしてしまう人が増えていま す。」とあるが、増えていることを示す根拠・データを示す べき。データが存在しないようであれば、「増えています」 という表現を事実に基づく形に修正すべき。	A	公益社団法人ギャンブル等依存症問題を考える会の調査、相談状況などにより、オンラインカジノに関する相談等が増えていると考えられることから、該当箇所について、一部表現を修正しました。
14	ア	P15 第2章1(4) 「国の全国調査」について、当該調査の調査名や調査を指示 した研究プロジェクトを記載すべき。	A	ご意見を踏まえ、第2章1(4)に調査名を記載しました。
15	ア	P35 第3章2 「ギャンブル等依存症に対する正しい知識」とあるが、何を 「正しい」と定義するか明記すべき。	В	第1章5 (1) にICD-10、11における定義を記載しています。
16	イ	P45 第4章1 (1) 【施策】 ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等の定義 において、ゲームは含まれないことが国会答弁で明らかに なっていることから、本文章は誤っているため削除するべ き。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
17	イ	P47 第4章1 (1) 【現状】 「幼少期や青年期のギャンブル体験は、ギャンブル依存のリスクを高めることが懸念されています。」とあるが、この「懸念」を示す根拠を記載すべき。根拠がないなら、削除すべき。	D	独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンブル依存」 (https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html) などを参考にしております。
18		P47 第4章1 (1) イ【課題】 オンラインゲームの課金に関する記載について、根拠が不明 であり、また、子供や保護者に対しては、依存症に対する知 識の普及を図ることを優先すべきであることから記載を削除 または修正すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
19	イ	P47 第4章1 (1) イ【施策】 「スマートフォン・ゲーム等にかかる適正利用」とあるが、 何を持って「適正利用」とするのかを記載すべきである。ス マートフォン・ゲーム等は依存症の原因になるという科学的 コンセンサスは現在ないため、削除すべき。	D	家庭内での使用については、それぞれの家庭や子どもの事情などに応じて決めるものであると考えています。
20		P48 第4章1 (1) イ【施策】 「健康・未病学習教材」にはゲームが依存症を引き起こす旨 の記載があるが、ICD-11ではゲームは依存症を引き起こすも のと定義されていないことから、当該ページの記載は誤りの ため訂正するべき。	С	次版の作成にあたり、掲載内容について検討します。
21	イ	P48 第4章1 (1) イ【施策】 「健康・未病学習教材」について、未成年に依存症の危険性を伝えるのであれば、ぱちんこや競馬など従来のギャンブルを例に挙げるべき。	С	次版の作成にあたり、掲載内容について検討します。
22	イ	P48 第4章1 (1) イ【施策】 (1) 「フィルタリング利用の徹底」とあるが、フィルタリングは人が情報に自由にアクセスする権利を阻害する行為であり、行政が推薦するのであれば法的根拠があるべき。なければ削除すべき。	D	青少年有害情報に対するフィルタリングについては、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(青少年インターネット環境整備法)」により、携帯電話事業者やプロバイダ事業者に対して、フィルタリングサービスの提供等が義務付けられています。
23	イ	P48 第4章1 (1) イ【施策】 (2) 「インターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性」とあるが、インターネットやゲームの利用は依存症の要因ではないことが現在の科学的コンセンサスであるため削除すべき。	С	県では依存症に限らず、インターネットの長時間利用やゲーム課金に伴うトラブルを防ぐため、そうした事例についても 情報提供を行っていきます。
24	イ	P48 第4章1 (1) イ【施策】 「ネット・ゲーム・スマホ依存」。インターネットやゲーム の利用は依存症の要因ではないことが現在の科学的コンセン サスであるため削除すべき。	С	県では依存症に限らず、インターネットの長時間利用やゲーム課金に伴うトラブルを防ぐため、そうした事例についても情報提供を行っていきます。
25	イ	P49 第4章1 (1) イ【施策】 「インターネットの長時間利用やゲーム課金の危険性」インターネットやゲームの利用は依存症の要因ではないことが現在の科学的コンセンサスであるため削除すべき。	С	県では依存症に限らず、インターネットの長時間利用やゲーム課金に伴うトラブルを防ぐため、そうした事例についても情報提供を行っていきます。

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
26		P50 第4章1(1)イ コラム 「ガチャ」行為について依存症の要因とする科学的コンセン サスは現在ない。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
27		P50 第4章1 (1) イ コラム 「ゲーム障害(依存症)について」。「障害」と「依存症」 は別の語句であり、意味が全く異なるため修正すべき。ま た、依存症ではない「ゲーム障害」を本素案に記載すること は、本質的な施策の作成や施行を誤る危険があるため削除す べき。	A	ご意見を踏まえ、ゲーム障害に関する記載を削除しました。
28	イ	P53 第4章1 (2) ア【施策】 研修会の実施や企業訪問をすると記載があるが、素案47~49 ページに記載のような未成年向けの施策と比べて、内容が薄 いため、様々な広報媒体を活用し、メンタルヘルス対策の普 及を行うよう、修正すべき。	В	P45 第4章1 (1) アに記載のとおり、ギャンブル等依存症に関する普及啓発は電車広告やインターネット広告、デジタルサイネージなどを活用し進めてまいります。また、第1章2 (2) 記載のとおり、本計画は「かながわ自殺対策計画」とも整合を図ることとしており、メンタルヘルスに関する普及啓発についても、自殺対策の一環として取り組んでまいります。
29	イ	P53 第4章1 (2)ア【施策】 県労働局や労働基準監督署と連携し、企業における長時間労 働や職場でのハラスメント等に対する労働者の権利の活用を 促進すべき。	В	「神奈川メンタルヘルス対策推進連絡会議」において関係機関と連携しており、相互で情報提供をしています。 なお、かながわ労働センターにおいて、長時間労働や職場でのハラスメント等に関する相談を受け付けています。
30	イ	P53 第4章1 (2)ア【施策】 労働者に対する施策は、企業だけでなく自治体職員などあらゆる人へ向けて行うべきであり、「企業の」と限定すべきでない。	В	第4章1(2)エ記載の「心のサポーター養成研修」について、自治体職員なども含め広く職域でも展開していきます。
31		P58 第4章1 (2) ウ【施策】 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーについ ては、これらを配置するだけではなく、教育事務所や教育局 と具体的にどのように連携するかを定義すべき。	В	県教育委員会では、スクールカウンセラー(以下、「SC」とする。)やスクールソーシャルワーカー(以下、「SSW」とする。)を対象とした、研修会や連絡協議会を開催し、本県における喫緊の課題や、効果的な対応方策について情報共有や研究協議等を実施しています。また、教育局に配置しているSCスーパーバイザーやSSWスーパーバイザー、教育事務所等に配置しているSCアドバイザーやSSWアドバイザーにより、重大な事案や緊急事案への対応、SC、SSWへの個別の指導助言等を行っています。さらに、学校を支援のプラットフォームとするため、令和5年度から児童・生徒が抱える困難を把握し、医療や福祉のアウトリーチにつなぐ「かながわそどもサポートドック」という仕組みを構築し、情報・行動連携を図っています。
32		P59 第4章1 (2) ウ【施策】 「様々な知識や技能を持つ地域の関係機関」とあるが、具体 的にどのような能力を持つ機関を対象とするか、機関の選定 要件を明記すべき。	С	各高等学校が学校が抱える課題や地域の実情を踏まえたうえ で関係機関を選定しています。
33		P109 第4章4(3)ア【現状】 インターネットやゲームは依存症の要因ではないとされるコンセンサスがあるため、今後行われる調査研究においては、科学的コンセンサスに基づいた調査が行われるべきであり、より多くの専門家の意見をにして行うべき。	С	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
34	カ	P111~113 第5章 目標値に対して、未達の項目が非常に多い。未達の原因の 究明とその改善に向けた取り組みを本計画に記載すべき。	В	第5章2に記載のとおり、計画の進捗状況や目標の達成状況 については、県ギャンブル等依存症対策推進協議会において 協議を行い、その結果を施策推進に反映していきます。
35	カ	「心のサポーター養成研修の養成者数」が非常に少ないこと について早急に対策すべき。また、研修会等については、開 催回数だけでなく、参加人数目標を設定し、目標を到達する ような広報施策を記載すべき。	С	「心のサポーター養成研修」については、研修の広報などを 進めてまいります。
36	+	素案中の「コラム」について。掲載の意図が不明であるため 削除すべき。	D	ギャンブル等依存症対策において近年話題になっている事柄 や、ギャンブル等に含まれないものの県民に広く周知する必 要がある内容についてコラムを掲載しています。
37	丰	パブリックコメントについて、PDFは閲覧性は高いものの、両者間の差分を取ることが難しいため、現行計画から改訂素案へ至る修正内容を把握することが困難である。市民がパブリックコメントを検討作成するにあたり大きな障害になるため、是正すべき。	Е	PDFは様々な媒体で閲覧可能であり、広く県民に周知しご意見を伺うというパブリックコメントの趣旨から、PDFにて公開しております。 プラットフォームなどに関する意見については、庁内で共有いたします。
38		オンラインカジノの危険性に触れているのはよいが、「新たな課題に関する啓発」というタイトルでは何が書いてあるのか分かりづらい。	A	ご意見を踏まえ、第4章1 (1) アを修正しました。

受付番号	内容区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
39	ア	P3 第1章5 「ギャンブル等」について、同法を所管する内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局によると同法第2条(定義)における「その他射幸行為」について「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」については、含まないと整理しているとの回答があり、誤りであるため、該当部分を削除するべき。	A	ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
40	1	P45 第4章1 (1) ア【施策】 ギャンプル等依存症をめぐる新たな課題に関する啓発について、ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等の 定義において、ゲームは含まれないことが国会答弁で明らか になっていることから、本文章は誤っているため修正するべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
41		P47.49.50 第4章1 (1) イ オンラインゲームの課金はゲーム依存症の要件ともされていないため、記述を修正するべき。オンラインゲームの課金によるギャンブル等依存への因果を主張するのであれば、その根拠を示すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
42	イ	P47 第4章1 (1) イ 「子どもは脳の発達が未成熟なため依存になりやすい」との 記載について、その科学的根拠を明示するべきであり、根拠 が無い場合には削除するべき。	D	厚生労働省e-ヘルスネット「未成年飲酒」(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-028.html)、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンブル依存」(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html)などで、依存対象に触れるのが早いほど依存症のリスクが高まることが指摘されています。
43		P47 第4章1 (1) イ【課題】 ICD-11によると、オンラインゲームの課金はゲーム依存症との間の因果関係が全く出されておらず、ゲーム依存症の要件ともされていないため、削除すべき。 オンラインゲームの課金によるギャンブル等依存への因果を主張するのであれば、その根拠を示すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
44		P3 第1章5 「ギャンブル等」について、同法を所管する内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部事務局によると同法第2条(定義)における「その他射幸行為」について「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」については、含まないと整理しているとの回答があり、この記載は誤りであるため、該当部分を削除するべき。		ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
45	ア	P35 第3章2「計画の基本方針」 P38 第3章3「全体目標」 「ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及により誤解 や偏見(スティグマ)をなくす」との記載について、計画書 ですでに政府の方針とも食い違っているようでは、計画全体 の信頼を損ねることにも繋がる。	D	「ギャンブル等依存症対策推進計画(令和4年3月25日)」 第一章Ⅲ(3)において、「広報活動等を通じた知識の普 及」の推進が述べられているなど、本目標については国の方 針から逸脱するものでないと考えます。
46	ア	P37 第3章3「全体目標」 県民ニーズ調査の設問にて、「最優先事項」という意味の強い言葉を使用すると回答者が答えづらい設問ゆえに選んだ率が減っているという疑念が浮かぶ項目を数値目標の設定で使うのは適切であるか、疑問である。	С	県民ニーズ調査の設問については、必要に応じて見直しを検 討してまいります。
47	9	P73 第4章2(1)イ【現状】 本項目では、「女性の就労機会の減少」「社会的に孤立した 女性」について触れられているが、P27~P31の「ギャンブル 等依存症に関連して生じる諸問題の状況」にて、自殺者、債 務相談などのデータが挙げられており、この中で特に男女の 差異に焦点を当てたデータを扱っていないのにかかわらず女 性の困難についての支援が「神奈川県ギャンブル等依存症対 策推進計画」で扱われるのは不適当ではないか。	A	ご意見を踏まえ、第4章2 (1) イに追記しました。
48	+	「香川県ゲーム条例」制定にも関わり、独自解釈や科学的根拠に基づかない条例内容になった組織の調査・分析結果を前提に条例案を考えてはならないと考える。	Е	ご意見ありがとうございました。
49	イ	ギャンブル等依存症対策の予算を増やし、ポスター・チラシ の掲示やメディアを通じた啓発の推進が必要。	С	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
50	牛	ギャンブル等依存症は死につながる病気である。 自殺企図・未遂等の場合の救急医療と精神科の連携が必要。 また、専門医療機関と民間団体との連携も必要。	В	第1章2(2)記載のとおり、本計画は「かながわ自殺対策計画」とも整合を図ることとしており、自殺企図・未遂等の場合の救急医療と精神科の連携については、自殺対策の一環として取り組んでまいります。 また、依存症専門医療機関と民間団体との連携については、依存症治療拠点機関における事業の一環として取り組んでおります。

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
51	Н	民間団体への支援のための予算を増やしてほしい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
52		県の公式HPで「競馬場に行こう」と呼び掛けていることに違 和感を覚える。	Е	県ホームページに記載の「川崎競馬場に行こう!! (開催日程のご案内)」については、ご意見の趣旨も踏まえながら、記載の見直しを検討します。
53		本人やご家族の回復、社会復帰には時間がかかり、民間団体 の役割が重要。民間団体への具体的な財政支援について、県 の考えを伺いたい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
54	Н	P92「県内の自助グループや回復支援施設等が開催する研修会の運営等の協力をすることを通じ、その活動を支援します」の対象に家族会は入っているか、具体的に記載してほしい。	A	ご意見を踏まえ、第1章5の記載を修正しました。
55	Н	依存症の発症予防として、違法なオンラインカジノの広告に対する規制、公営競技が子どもや若年層に身近なものにならないようにする取組が必要。 「川崎競馬場に行こう!」など県HPの内容についても検討し、子どもや若年層がギャンブル等に触れる機会を減らしてほしい。	E	県ホームページに記載の「川崎競馬場に行こう!! (開催日程のご案内)」については、ご意見の趣旨も踏まえながら、記載の見直しを検討します。
56	イ	当事者の声が届くよう、民間支援団体の方が実体験を交えた 講演を行える機会をもっと増やしてほしい。	С	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
57	丰	専門医療機関、支援者の連絡先、連絡方法について計画に記載してほしい。	A	ご意見を踏まえ、依存症専門医療機関の一覧を資料編に追記しました。 医療機関や自助グループ、回復支援施設等の情報については、「かながわ依存症ポータルサイト」で提供しています。
58	Н	家族会として活動を広げていきたいが資金不足。予算を増や し、民間団体へ財政支援をしてほしい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
59	ウ	ギャンブル等依存症者への初期対応を適切に行えば悪化を防 ぐことができると思うので、行政から積極的に啓発してほし い。	В	第4章1「発症の防止」において、ご意見の趣旨も含め、広く県民に対する正しい知識・理解の普及啓発に取り組むこととしています。
60	ア	ギャンブル等依存症になると、横領、窃盗、闇バイトなど犯 罪に結びつくことも多い。	В	第1章5(2) エにおいて、ギャンブル等依存症は犯罪につながるものであるとしています。
61	Н	P102 第4章3 (2) イ ギャンブル等依存症は治療が必要な病気であるにも関わらず、意志の弱さが原因であるという考えが根強い。団体として県民に対して正しい知識を普及したいので、団体への支援に予算を割くべき。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
62		P102 第4章3(2)イ 自助グループ回復支援施設等に対 する支援について、自助グループ、回復支援施設等に対する 具体的な財政支援策を出してもらいたい。	D	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、皆様 の活動に対しては可能な限り協力していきます。
63	Н	依存症者の中には自死してしまう人もおり、このような結果 になる前に何かもっとできたのではないかと考える。対策の 強化、救急と精神科の連携、依存症者と家族へのサポート充 実を求める。	В	第1章2(2)記載のとおり、本計画は「かながわ自殺対策計画」とも整合を図ることとしており、自殺企図・未遂等の場合の救急医療と精神科の連携については、自殺対策の一環として取り組んでまいります。 また、各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、皆様の活動に対しては可能な限り協力していきます。
64		県はギャンブル等依存症対策に関する予算が少ない。家族会 はボランティアで運営しているが、予算が増えれば知識の普 及を進めたり、多くの家族を救える可能性があると思う。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、皆様 の活動に対しては可能な限り協力していきます。
65		若い人のギャンブル等依存罹患が増えている。特にオンラインギャンブルは、借金の額が高くなりやすく、うつや自殺、犯罪を犯すケースも多い。 依存症がだれでもなりうる病気であることや、巻き込まれる家族の辛さについても理解を広めてもらいたい。	В	第4章1「発症の防止」において、ご意見の趣旨も含め、広く県民に対する正しい知識・理解の普及啓発に取り組むこととしています。
66		依存症対策の一環として回復施設、自助グループへの補助金 の増額をお願いしたい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、皆様 の活動に対しては可能な限り協力していきます。
67	Н	P102 第4章3 (2) イ 神奈川県公営競技競技収益配分24億円のうちの200万円と少 なく、自助グループや回復施設等に関する支援の充実のため 予算を大幅に増額してほしい。	D	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、皆様 の活動に対しては可能な限り協力していきます。
68	1	県が依存症対策をしながら県のホームページで「競馬にいこう」というのは、矛盾している。	Е	県ホームページに記載の「川崎競馬場に行こう!! (開催日程のご案内)」については、ご意見の趣旨も踏まえながら、 記載の見直しを検討します。
69	ウ	治療支援の専門医療機関で医療機関の選定を見直したほうが よいのではと思う。	С	依存症専門医療機関については、毎年度診療の実績を確認していますが、ご意見の趣旨については、今後の参考とさせていただきます。

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
70	工	競馬、競輪などのCMではなく、依存症の知識やオンラインギャンブルの違法性、児童手当の振込先が代えられないなどの家族会が抱える現状について、知識を広げるCMなどで家族会の思いを知ってほしい。	В	第4章1「発症の防止」において、ご意見の趣旨も含め、広く県民に対する正しい知識・理解の普及啓発に取り組むこととしています。 自助グループ、回復支援施設等の活動については、第4章3 (2)に記載のとおり、活動の周知にご協力していきます。
71	イ	P50 ギャンブル等依存症について、国の定義と異なっている。ガ チャとの因果関係は科学的に証明されていない中で、規制さ れるべきでない。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
72	イ	P47 第4章1 (1) イ 「子どもは脳の発達が未成熟なため依存になりやすい」との 記載について、その科学的根拠を明示するべきであり、根拠 が無い場合には削除するべき。	D	厚生労働省e-ヘルスネット「未成年飲酒」(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-028.html)、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンブル依存」(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html)などで、依存対象に触れるのが早いほど依存症のリスクが高まることが指摘されています。
73	ア	P3 「その他射幸行為」について、内閣官房ギャンブル等依存症 対策推進本部事務局によると、「ゲームセンターのスロット マシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取 引や先物取引市場への投資」は含まないとされているため削 除すべき。	A	ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
74		P45 国会答弁よりゲームにおけるガチャ機能はギャンブル等の定 義に含まないとされているので、この記載は削除すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
75		ICD-11によると、オンラインゲームの課金はゲーム依存症との間の因果関係は示されておらず、ゲーム依存症の要件ともしていない。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
76	イ	長時間のインターネット利用は当然のことであり、規制すべきではない。	С	県では依存症に限らず、インターネットの長時間利用やゲーム課金に伴うトラブルを防ぐため、そうした事例についても 情報提供を行っていきます。
77	,	P47 第4章1 (1) イ 「子どもは脳の発達が未成熟なため依存になりやすい」について、科学的根拠を明示しなければならない。根拠が無い場合には削除すべき。	D	厚生労働省e-ヘルスネット「未成年飲酒」(https://www.e-healthnet.mhlw.go.jp/information/dictionary/alcohol/ya-028.html)、独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターHP「ギャンブル依存」(https://kurihama.hosp.go.jp/hospital/case/gamble_case.html)などで、依存対象に触れるのが早いほど依存症のリスクが高まることが指摘されています。
78	イ	条例で『企業に労基署へタイムカードを提出させて、残業過 多や無休残業・早出を取り締まさせる』という事はできない か。	Е	過重労働等の取締は、労働基準監督署の所管です。
79	エ	で、 家族会は会費や寄付等で活動しているが、活動の為の資金は 不足しているため、援助してほしい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
80	ア	P4 第1章5 国の「ギャンブル等依存症対策基本法」の「その他射幸行為」の定義では「ゲームセンターのスロットマシン等のメダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引市場への投資」は含まないとされているため、この記載は削除すべき。	A	ご意見を踏まえ、「ゲームセンターのスロットマシン等のメ ダルや景品が当たるゲーム機」「証券の信用取引や先物取引 市場への投資」の記載を削除しました。
81		P45 第4章1(1)ア【施策】 ギャンブル依存症の一つとしてゲームのガチャ機能が含まれているように書かれているが、ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等の定義においてゲームは含まれないことが国会答弁で明らかになっているため、修正すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
82	エ	患者が回復し社会復帰でるよう、法整備と共に予算について も配慮してほしい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
83	+	ギャンブル依存症は自死に直結する病気であり、そういった 経験をした人もいます。 神奈川県でのギャンブル依存症対策の予算を上げていただく とともに、自分たちとしても自死する若者、犯罪を犯してし まう若者を助けていきたい。	С	今後の政策運営の参考とします。 なお、第1章2(2)記載のとおり、本計画は「かながわ自 殺対策計画」や「神奈川県再犯防止推進計画」とも整合を図 ることとしております。
84	ウ	ギャンブルやゲームを生業とする企業等が、依存症の啓発ばかりでなく、回復施設や専門病院の設立、専門の借金対策相談窓口などを積極的に運営し、依存症になった場合の対策も事業に含め、売り上げの数パーセントは予算を取るような法律の制定を願う。	Е	県として法の制定等は困難ですが、医療、相談体制の充実を 推進してまいります。
85	キ	ゲームについても依存症対策の一つとして基本計画の対象と すべき。	В	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていませんが、射幸心を煽るものであると考えられるため、コラムとして取り上げています。
86	工	施設、病院等の経済的支援を必要としている家族へのサポートをお願いしたい。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
87	イ	「公益社団法人 ギャンブル依存性を考える会」代表の講演 をギャンブル依存性対策推進計画に係る方に全員に聞いてい ただきたい。	С	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
88		P34 第3章 基本理念・基本方針 P69 第4章2(1)ウ 支援員や相談員の研修は具体的にどのような内容か。	Е	県精神保健福祉センターにおいて、「アルコール健康相談研修」、「薬物業務研修」、治療拠点機関において、「依存症セミナー」を行っています。 毎年研修内容は異なりますので、具体的な内容は「かながわ 依存症ポータルサイト」でご確認いただくほか、各機関にお問い合わせください。
89	ア	重点目標 1 計画に対して、目標値の考え方・項目によるが、増やせばよ いという根拠はおかしいのではないか。	D	依存症に関する知識、情報が多くの県民に周知されることで、依存症に対する誤解、偏見をなくしていけると考えています。 目標の進捗については、「神奈川県ギャンブル等依存症推進協議会」にて協議してまいります。
90	ア	オンラインカジノのポスターはどこで配布されているか。	Е	警察庁に確認したところ、ポスターの配布は行っていないとのことでした。なお、ポスターのデータについては、警察庁HPに掲載されています。 (https://www.npa.go.jp/bureau/safetylife/hoan/onlinecasino/onlinecasino.html)
91	工	ギャンブル等依存症に対応する相談支援や治療支援体制の充 実、自助グループや回復支援施設等に関する支援の充実につ いて、具体的な財政支援は行われてきていない。 自助グループや回復支援施設等に関して、具体的は改革案は 出ていない。	Е	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
92	ウ	県内のギャンブル等依存症専門医療機関は、アルコール、薬物、ギャンブル等にしか対応していない。 その他の依存症へ対応できる医療機関や医師の育成も行うべき。	C	今後の政策運営の参考とさせていただきます。 なお、「かながわ依存症ポータルサイト」では、アルコー ル、薬物、ギャンブル等以外の依存に対応する医療機関の情 報も提供しています。
93		依存症からの回復には、医療機関だけでは時間も労力も足りず、医師の力だけで回復できるものではなく、自助グループの力なくして回復はないと考える。	В	第3章3重点目標3、第4章3 (2) などに記載のとおり、 自助グループ、回復支援施設等の活動には、可能な限り協力 してまいります。
94	エ	NA(薬物)KA(窃盗)OA(摂食障害)AC(アダルトチャイルド)などが県内で活動している自助グループへの支援として、これらの自助グループについて「かながわ依存症ポータルサイト」へのリンクの掲載をお願いしたい。	С	ご意見を踏まえ、より多くの自助グループ、回復支援施設の 情報が掲載できるよう取り組んでまいります。
95	Ŧ	P102 第4章3 (2) イ 自助グループの会場費を助成する方策をとってほしい。また、県民センターのみならず県内各地の会議室の利用費を助成してほしい。	D	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
96	工	県内における多岐にわたる依存症の自助グループ (SA (性)、LAA (恋愛)、EA (感情)、共依存、HA (ひきこも り) など) が開かれるように、方策をとってもらいたい。	С	今後の政策運営の参考とさせていただきます。
97	工	P101 第4章3 (2) ギャンブル等依存症に対応する相談支援体制や治療支援体制 の充実、自助グループや回復支援施設等に関する支援の充実 との記載があるが、今まで具体的な財政支援は行われていな い。自助グループや回復支援施設等に関して、具体的は改革 案は出ていない。	D	各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。
98	エ	P101 第4章3 (2) ギャンプル等依存症に対応する相談支援体制や治療支援体制 の充実、自助グループや回復支援施設等に関する支援の充実 との記載があるが、今まで具体的な財政支援は行われていな い。自助グループや回復支援施設等に関して、様々な課題は あがってるが、具体的は改革案は出ていない。		各家族会や自助グループ、回復支援施設等に対しての財政的 支援については、県の厳しい財政状況から困難ですが、各団 体の活動に対しては可能な限り協力していきます。

受付 番号	内容 区分	意見の概要	反映 区分	県の考え方
99	ア	P3 第1章5 ギャンブル等依存症対策基本法におけるギャンブル等の定義 において、ゲームは含まれないことは国会答弁で明らかにさ れており、文章自体が誤りであるため、修正すべき。	D	ご意見の箇所は、ギャンブル等依存症に限らない依存症に関する説明です。
100	,	P47 第4章1(1)イ【課題】など ICD-11では、ゲーム依存症との間の因果関係は示されておらず、ゲーム依存症の要件ともされていないため、修正すべき。	A	ゲーム・インターネット及びゲームのガチャ機能については、現在の基本法において「ギャンブル等」「その他の射幸行為」には含まれていません。ただし、『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』(平成31年3月文部科学省)にも記載のあるとおり、ガチャ機能は射幸性が高いものと考えられることから、ガチャがギャンブル等に含まれるという誤解につながらないよう記載を一部修正したうえで、コラムとして掲載します。
101	+	「正しい知識の普及」を言及している以上、政策を計画する にあたって、正しい情報や知識をしっかり把握し、どう対策 すべきかを理解した上で計画案をたてていくべき。	Е	素案の作成にあたっては、依存症に関する複数の専門家にご 意見をうかがっています。